

令和2年3月2日（月）

「中堅・中小企業のグローバル展開における高度外国人材活躍推進セミナー」

外国人雇用対策について

目次

- 1 外国人雇用の現状 1
- 2 外国人労働者の雇用に当たってのお願い 6
- 3 外国人留学生の採用をお考えの方へ 12

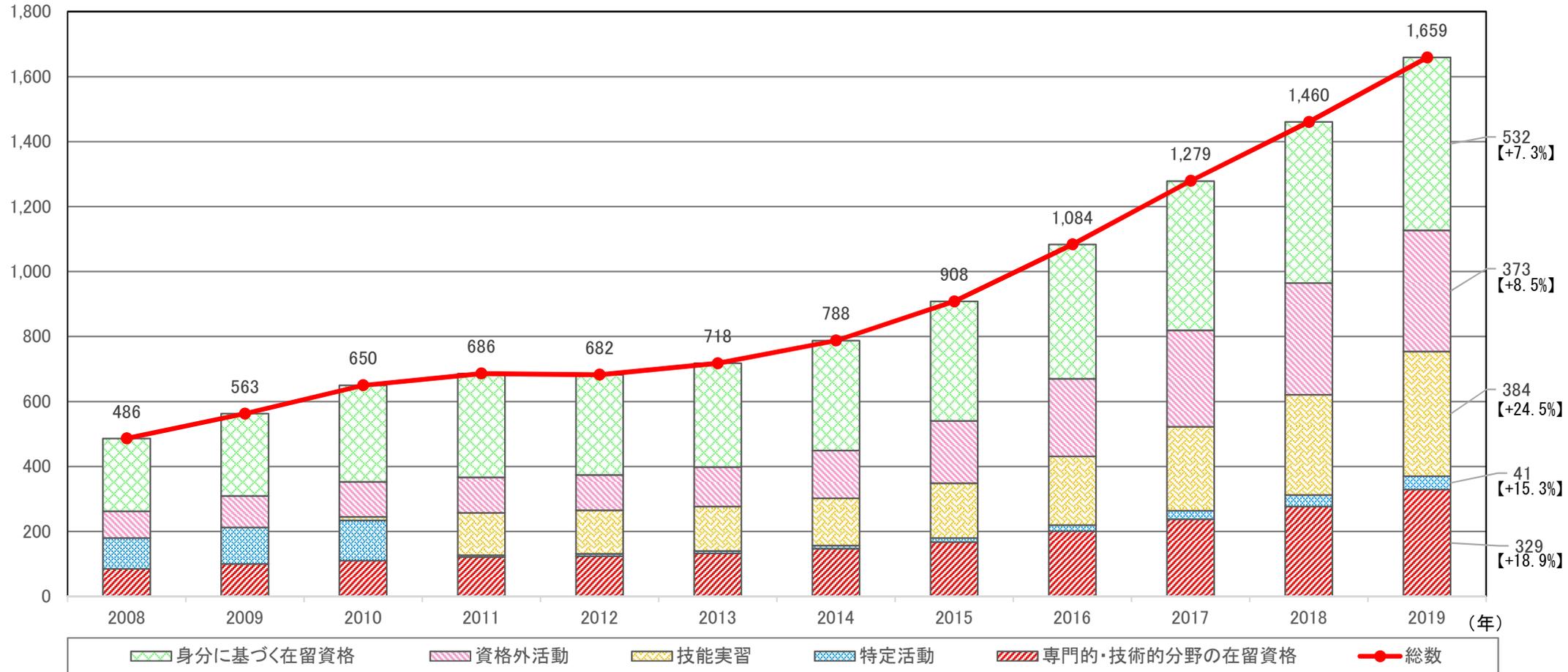
1 外国人雇用の現状

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

○ 日本で就労している外国人は、2019年10月末時点で過去最高の165万8804人。

○ 在留資格別にみると、「技能実習」(24.5%)、「専門的・技術的分野の在留資格」(18.9%)の伸び率が大きい。

(単位:千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末現在）

注1：【 】内は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師、特定技能等が該当する。

注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うものである。

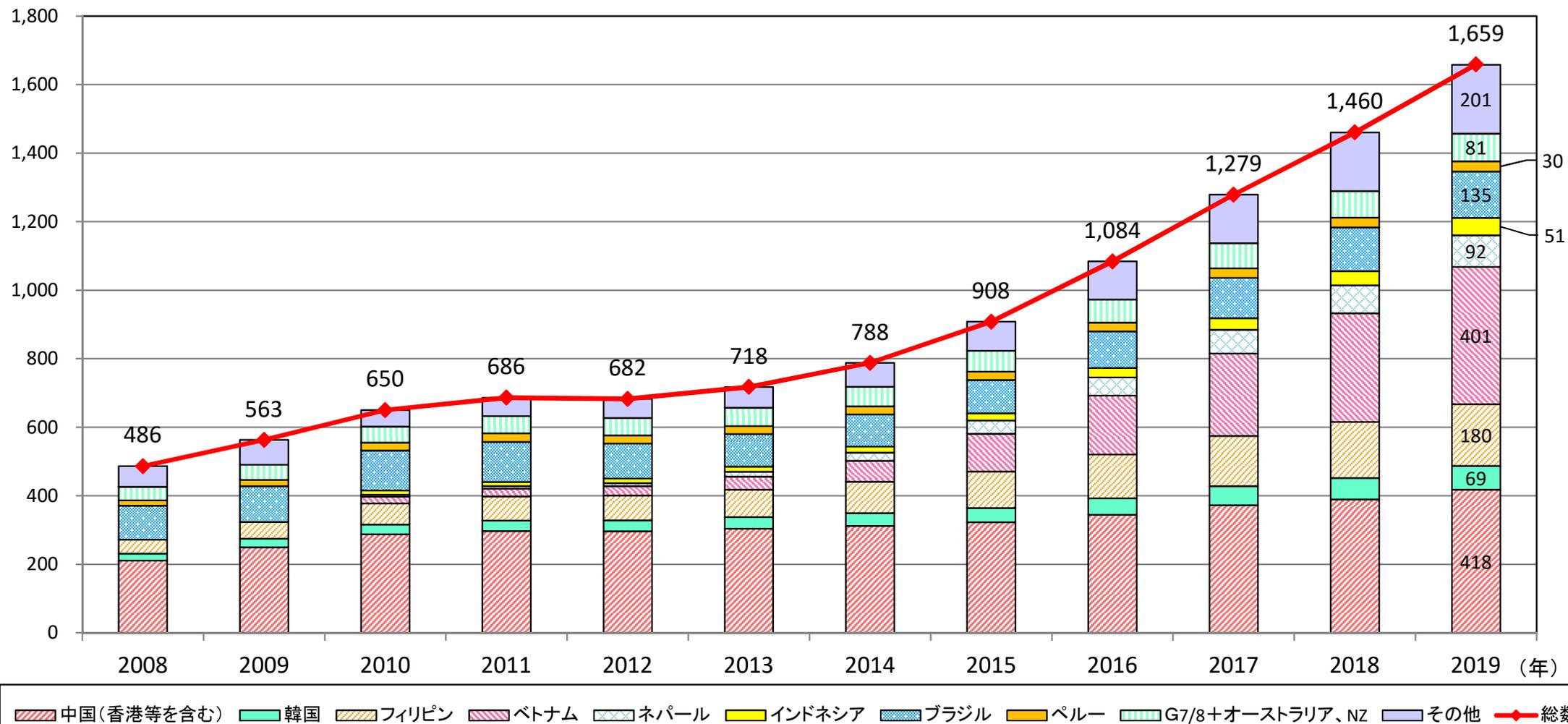
注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

○ 国籍別に直近の状況を見ると、中国が最も多く418,327人で、外国人労働者全体の25.2%を占めている。次いで、ベトナムが401,326人（同24.2%）、フィリピンが179,685人（同10.8%）の順となっている。

○ 直近の推移を見ると、特にベトナムについては対前年同期比で84,486人（26.7%）と大幅に増加している。また、インドネシアについては同9,751人（23.4%）、ネパールについては同10,208人（12.5%）増加している。

（単位：千人）



日本で就労する外国人のカテゴリー（総数 165.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約32.9万人

（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）

- ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約53.2万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

- ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約38.4万人

- ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
- ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約4.1万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）

- ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約37.3万人

- ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野(注)の各業務従事者

（注）介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

外国人雇用事業所数の推移

- 外国人を雇用する事業所数は2019年10月末時点で過去最高の242,608か所。
- 特に2014年以降は毎年約2万事業所ペースで増加。

単位（事業所）

250,000

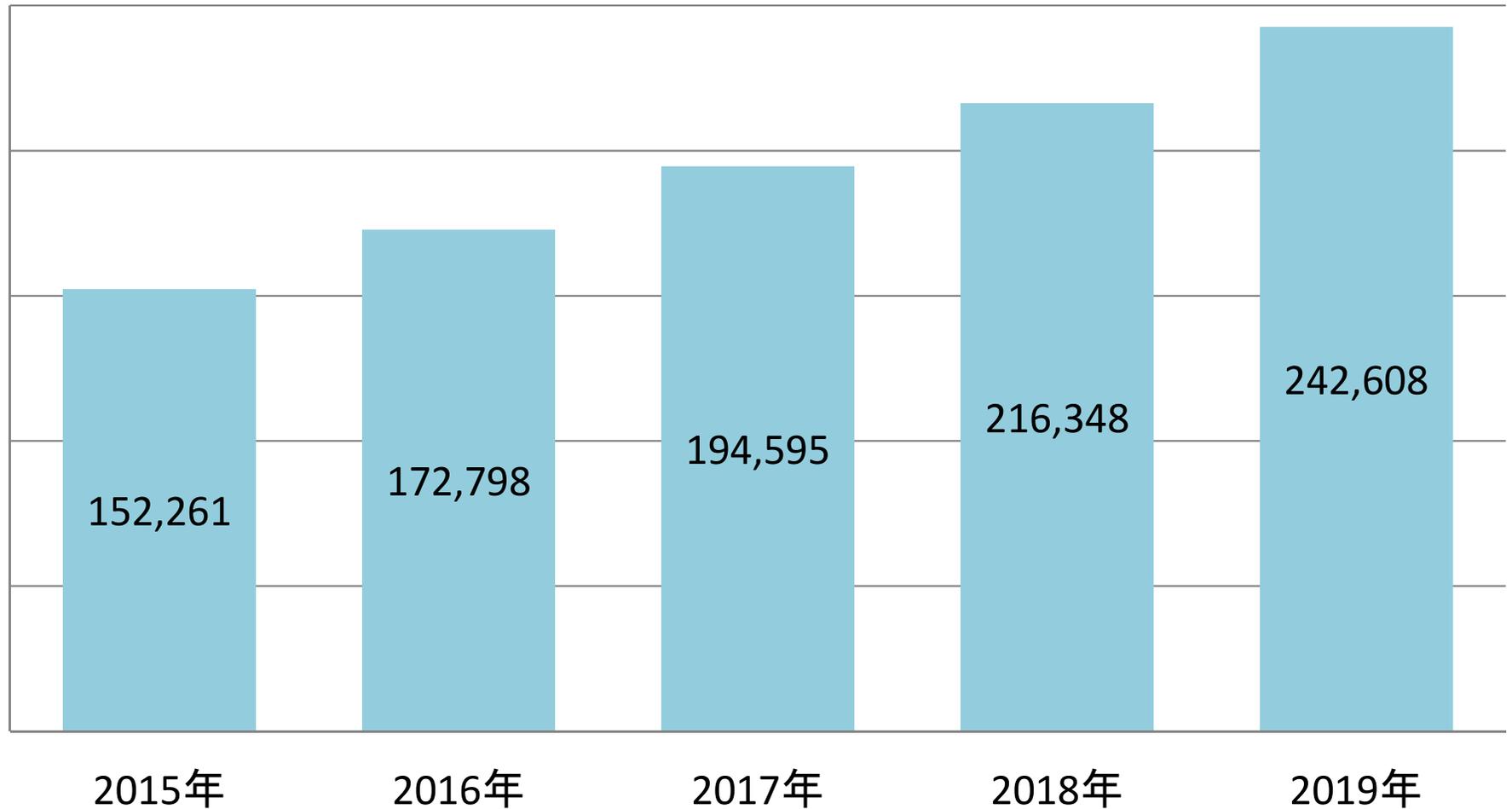
200,000

150,000

100,000

50,000

0



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(令和元年10月末現在)」

2 外国人労働者の雇用に当たってのお願い

外国人雇用はルールを守って適正に

以下の2点は、事業主の責務です！

- 1 雇入れ・離職時の届出
- 2 適切な雇用管理

詳細リーフレット（厚生労働省ウェブサイト）：<https://www.mhlw.go.jp/content/000515316.pdf>

1 雇入れ・離職時の届出（外国人雇用状況の届出制度）

届出制度の概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋

（外国人雇用状況の届出等）

第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（平成19年10月1日施行）

※届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

●届出事項

- ①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域
- ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号 ⑨雇入れ又は離職年月日
- ⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地など

届出情報の活用

- 届出に基づき、雇用管理の改善に向けた事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職を支援
- 毎年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を集計して公表

外国人雇用状況届出は

インターネットで、いつでも申請できます！

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、外国人労働者の雇入れおよび離職の際に、在留資格などについて、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

申請には「インターネット」が便利です、是非ご活用ください。

◇ インターネットなら、24時間、365日いつでも申請可能！

※ ただし、毎週日曜日の22時から翌日の8時までの間は、システムメンテナンスのためサービスを停止します。

◇ 時間とコストをかけずに申請できます！

ハローワークに来所いただく手間がかかりません。

◇ 複数の外国人の届出をまとめて申請できます！

◇ 届出情報をインターネットで確認・修正できます！

ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)
の「事業主の方へのサービス」>「外国人雇用状況届出について」>「外国人雇用状況届出」から利用することができます。



または、外国人雇用状況届出システムで
検索できます。

外国人雇用状況届出システム

検索

※ 外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」はこちら（厚生労働省HPからリンク）に掲載しています。
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/gaikokujin_manual.pdf

※ 雇用保険被保険者となる外国人の場合、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出することで、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出を行ったこととなります。

※ これまでに雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届および外国人雇用状況届出書などの届出用紙により、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDおよびパスワードを取得することはできません。お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

令和2年3月から 外国人雇用状況の届出において、 在留カード番号の記載が必要となります。

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人についての外国人雇用状況の届出において、**在留カード番号**の記載が必要となります。

外国人雇用状況届出における届出方法は、雇用保険被保険者の場合とそれ以外の場合で、届出方法が異なりますので、ご注意ください。

詳細は、以下の厚生労働省ウェブサイトをご確認下さい。

詳細URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/07.html



←在留カードの右上に記載されている
12桁（英字2桁-数字8桁-英字2桁）の
番号を記載

ご不明な点は、事業所の所在地を管轄するハローワークへお問い合わせください

2 適切な雇用管理（いわゆる「外国人雇用管理指針」）

外国人雇用管理指針とは

○ 事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第7条）。

→事業主が適切に対処できるよう、講ずべき必要な措置について定めたもの。（平成19年厚生労働省告示第276号）

公共職業安定所（ハローワーク）が外国人を雇用する事業所を訪問する際は、この指針に基づき、必要な助言・指導を行っている。

指針の主な内容

項目	主な内容
①外国人労働者の募集および採用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・募集にあたり従事すべき業務内容、賃金、労働時間、労働・社会保険の適用に関する事項等について明示する ・求人の申込みにあたり国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしない ・在留資格上、従事することが認められる者であることを確認する ・公平な採用選考に努める
②適正な労働条件の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍を理由として賃金、労働時間等について差別的取扱いをしてはならない ・主要な労働条件について外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面等の交付を行う ・適正な労働時間の管理を行うほか、外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにする
③安全衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人労働者が理解できる方法で安全衛生教育を行う ・労働災害防止のため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努める ・健康診断等を行う
④労働・社会保険の適用等	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとる ・離職時や、健康保険・厚生年金保険の適用事業所以外の事業所において、国民健康保険・国民年金への加入等の支援を行うよう努める
⑤適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等	<ul style="list-style-type: none"> ・人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保など、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境整備に努める ・地域で安心して生活を営むために必要な支援を行うように努める ・教育訓練の実施、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等に努める
⑥解雇等の予防および再就職の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努める

3 外国人留学生の採用をお考えの方へ

ご存じですか？外国人留学生の 就職を支援するハローワーク

外国人雇用サービスセンター等では、
外国人留学生の採用に前向きな事業主の方向けに、

- ・ 就職面接会の開催
- ・ 雇用管理に関する専門的な相談・援助
- ・ 留学生向けインターンシップの実施

等を行っています。

外国人雇用サービスセンター・留学生コーナーについて

■外国人雇用サービスセンター（東京、愛知、大阪、福岡）※福岡は令和元年8月開設

高度外国人材（専門的・技術的分野の外国人及び外国人留学生）の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う。

■留学生コーナー（21拠点）

一部の新卒応援ハローワークに設置し、外国人雇用サービスセンターと連携しながら、外国人留学生に対するきめ細やかな就職支援を実施。

留学生等の意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供し、外国人留学生等の就職支援を推進。

全国ネットワークによる マッチング

全国のハローワーク等との連携により、求人・求職情報を集約した上で、全国的かつきめ細やかな就職支援を実施

新規求職者数：21,213件 (13,276件)
就職件数：3,809件 (2,293件)

※（ ）は外国人留学生のみの実績

意識啓発・ カウンセリング

大学の就職担当者等と連携し、留学生等に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスなどを実施し、意識・動機付けを行う

就職ガイダンス参加学生数：10,055名
就職面接会参加学生数：6,648名

インターンシップ

企業と留学生の相互理解を促進し、国内就職市場の拡大を図るため、留学生向けインターンシップを実施

インターンシップ受入企業数：152社
インターンシップ参加学生数：309名

*実績は平成30年度実績

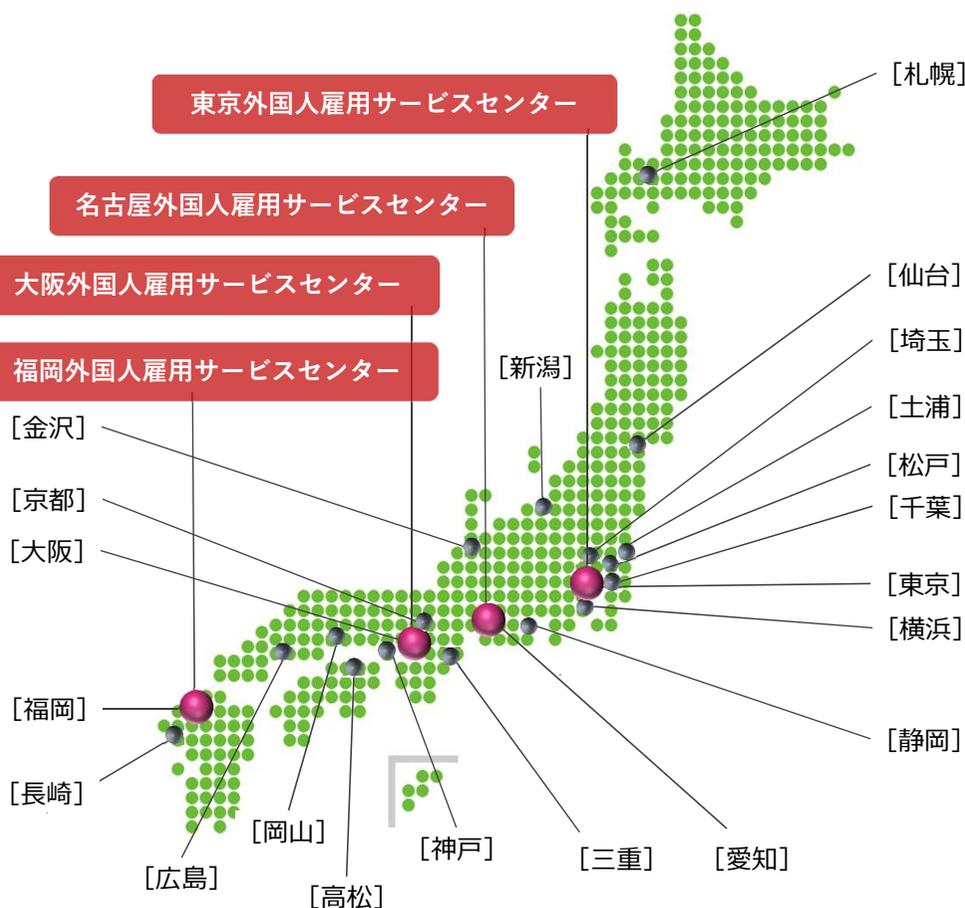
事業主への支援

外国人雇用管理アドバイザーによる人事労務管理上の留意点に関する相談等の支援を実施

外国人雇用管理アドバイザーによる相談実績
・事業所訪問による相談件数：67事業所
・外国人雇用サービスセンターでの相談：732事業所

【拠点図】

●：[留学生コーナー]



外国人雇用サービスセンターの所在地

○東京外国人雇用サービスセンター

(URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>)

所在地 〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル21階

電話番号 03-5339-8625

○名古屋外国人雇用サービスセンター

(URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-foreigner/home.html>)

所在地 〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル8階

電話番号 052-855-3770

○大阪外国人雇用サービスセンター

(URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/>)

所在地 〒530-0017 大阪市北区角田町8-47阪急グランドビル16階

電話番号 06-7709-9465

○福岡外国人雇用サービスセンター

(URL: https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-young/center_oshirase/news_topics/_112077_00009.html)

所在地 〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラオフィス12階

電話番号 092-716-8608

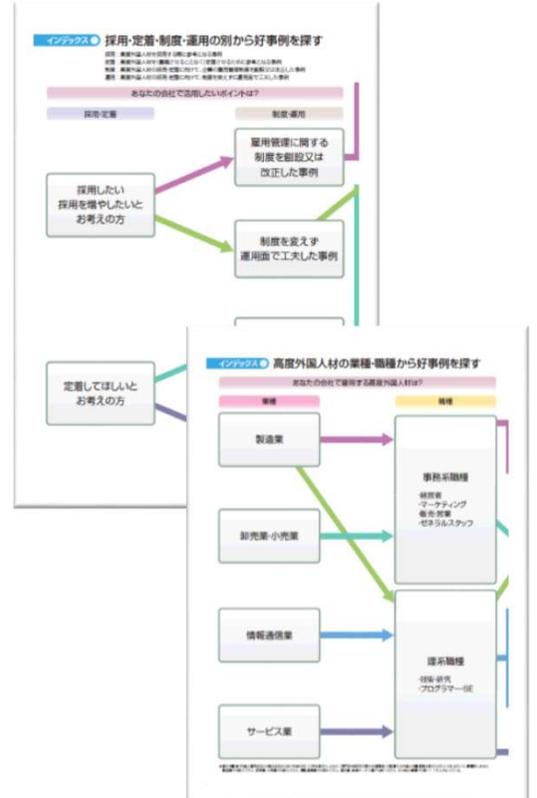
高度外国人材の活用促進に向けた好事例集について

高度外国人材の雇用管理の改善を図り、更なる活躍を推進するため、「**高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～**」(2018年3月)を作成し、高度外国人材の採用拡大や定着促進を狙う企業をはじめとした、高度外国人材に関心のある企業に広く周知を行っています。

高度外国人材及び人事担当者へのアンケート調査(10,277社)や特定企業へのヒアリング調査を実施

調査結果に基づき、高度外国人材の採用目的や業種・職種等に応じた好事例を分類・整理

実際に企業が行っている雇用管理改善や採用・定着に関する取組をポイントと共に具体的に紹介



人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）（仮称）

令和2年度予算案額 0千円（新規・制度要求）

趣旨・目的

- **外国人は、日本の労働法制・雇用慣行等に関する知識の不足、言語・コミュニケーションの方法や慣習の相違等から、労働条件・解雇等に関するトラブル等が生じやすい。**
⇒ このため、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、**外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組みに対する助成**を通じて、**外国人労働者の職場定着の促進等を図る。**

対象となる措置

【必須メニュー】

事業所毎に「**雇用労務責任者の選任**」を行い、「**就業規則等の社内規程の多言語化**」に取り組んだ上で**以下の選択メニュー**のいずれかの措置を導入・実施。

【選択メニュー】

- 苦情・相談体制の整備
- 一時帰国を希望した場合に休暇が取得できる制度の導入
- 社内マニュアル等の社内文書の多言語化

助成額

【目標達成助成】 支給対象経費の1/2（生産性要件を満たした場合は2/3）

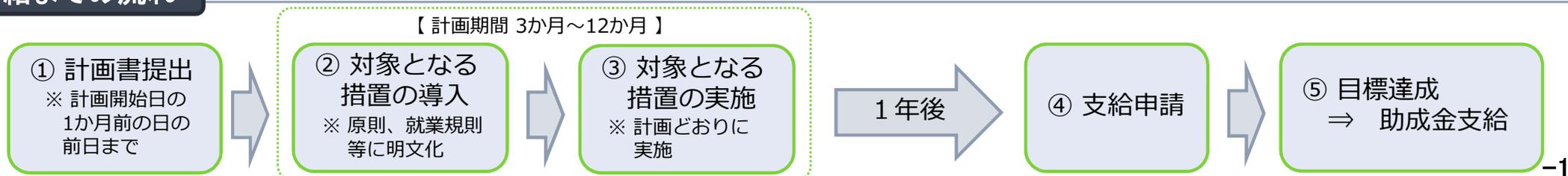
<支給対象経費等> 翻訳料、通訳費、翻訳機器導入費、施設改修費、弁護士・社労士などへの委託料（上限額57万円（生産性要件を満たした場合72万円））

<目標> ① 計画期間終了から1年経過するまでの期間の**外国人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率を1割以下**にすること。

ただし、外国人労働者が2人以上10人以下の事業所は、対象期間内の離職者が1人の場合は支給可。

② 計画前1年間と比べて計画期間終了から1年経過するまでの期間の**日本人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が上昇していない**こと。

支給までの流れ



ご清聴ありがとうございました